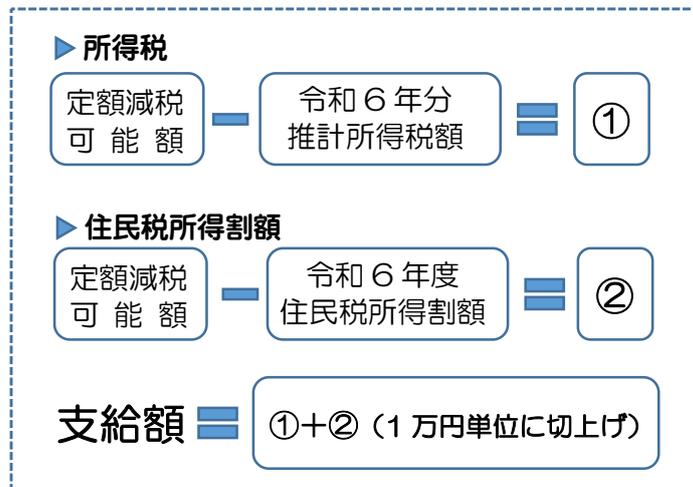


「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

給付金の支給額

- 納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割額から1万円）の「定額減税」が行われます。
- 所得税および個人住民税所得割額それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が「調整給付金」となります。



支給対象者と手続方法

▶ 支給対象者 以下のいずれにも当てはまる方

- 定額減税可能額、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- 合計所得金額が、1805万円以下の納税義務者

▶ 手続方法

- 対象者の方には邑楽町から支給要件確認書をお届けします。

◆給付金を受け取るには、**返信が必要**です。

※はがきタイプの給付決定通知書（公金受取口座登録済みの方）が届いた方は返信不要です。

※支給要件確認書に記載してある二次元バーコードを読み取ることで電子申請できます。

電子申請した場合は、返信は不要です。

◆支給要件確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類、振込先金融機関口座確認書類などと一緒と同封の返信用封筒で、ご返信ください。

◆申請締切は、**令和6年10月31日**（当日消印有効）までです。

お問い合わせ先

邑楽町役場 税務課

「定額減税補足給付金（調整給付）担当」へ

 **0276 - 47 - 5011**



町からのお知らせ
などホームページ
に掲載しています。

